

令和 7 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免の状況

令和 7 年 7 月 2 9 日

座間市

「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）」の規定に基づき、厚生労働大臣に通報（報告）した令和 7 年 6 月 1 日現在の障がい者の任免の状況は以下のとおりです。

①法定雇用障がい者数の 算定基礎となる職員数	②障がい者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1023.5 人	28.5 人	2.78%	0 人	特例承認あり

※ 障がいの種別や程度の区分ごとの人数等については、障がい者の数が少なく、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認される恐れがあるため、非公表としています。

※ 厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に則り算定しています。なお、会計年度任用職員も含んでいます。

※ ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切り捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、この数が 0 人となることをもって法定雇用率達成となります。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0 人となることもあり、この場合、法定雇用率達成となります。

※ 備考欄の「特例承認」とは、厚生労働大臣の認定を受けることにより、座間市教育委員会と座間市公営企業に勤務する職員を座間市に勤務する職員とみなすものです。